

【談話】

東電元会長らへの強制起訴議決は、原発事故の責任を明らかにする歴史的一歩！

2015年8月1日
緑の党グリーンズジャパン共同代表
中山 均
長谷川 羽衣子
長谷川 平和
松本 なみほ

7月31日、東京第5検察審査会は、福島原発告訴団から東京電力福島第一原発事故を巡って業務上過失致死傷容疑で告発された東電の勝俣恒久・元会長ら当時の役員3名について、「起訴議決」としたことを公表しました。

3名は今後、裁判所が指定する検察官役の弁護士によって強制起訴されることが決定しました。多くの人々の心身、財産、そして自然環境に甚大な被害を与えた2011年3月11日の東京電力福島原発事故から4年が経ったいま、ようやく事故の刑事責任が問われようとしています。

原発の最大の問題のひとつは、事故を起こした場合の責任の所在が明確でないことにあります。そのため、福島原発事故は未だに11万人の避難者が自宅に戻ることができないほどの甚大な被害を引き起こしたにも関わらず、これまで誰一人として刑事責任を問われては来ませんでした。被害を受けた人々が、苦しい状況のなか立ち上がり、声を上げ続けた結果が、ようやく実ろうとしています。

私たち緑の党は、検察庁が不起訴処分とした判断を覆し、福島原発告訴団の訴えを認め、きちんと刑事責任を問うべきとした検察審査会の判断を支持します。そして今後、刑事裁判の中で事故の真実が明らかにされ、正当な裁きが下されることを強く願いながら、原発のない社会をめざして、市民とともに引き続き力を尽くします。

<参照>

2015.1.25 緑の党グリーンズジャパン運営委員会

【声明】福島原発事故の責任を問う告訴の不起訴処分に対する声明

<http://greens.gr.jp/seimei/13875/>